**平成２１年（フ）第１４６３号**
大阪府富田林市寿町２丁目７番１号、前住所堺市北区北花田町２丁165番地６
債務者　下川千代乃
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１９１８号**
堺市堺区南向陽町１丁３番21号
債務者　金本　　光
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１９７２号**
堺市北区奥本町２丁116番地
債務者　北野　育美
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１９８３号**
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地５棟304号
債務者　谷　　正孝
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１９９４号**
大阪府富田林市寺池台２丁目21番20号
債務者　根岸　聡子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１９９８号**
堺市美原区南余部267番地３
債務者　田邉　英一
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第２００２号**
大阪府松原市田井城４丁目148番地の38
債務者　角谷かおり
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第２０１１号**
堺市堺区協和町３丁337番地　中団地８号館301号
債務者　毛馬　哲治
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第２０１２号**
堺市堺区協和町３丁337番地　中団地８号館301号
債務者　毛馬　美奈
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第２０１８号**
堺市西区鳳中町８丁283番地２　サンパレス21鳳203号
債務者　中間　理香
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第２０２１号**
堺市南区新檜尾台３丁２番13―106号
債務者　濱田　久子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第２３号**
堺市堺区出島町２丁６番２―105号
債務者　金銅　達三
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第２４号**
堺市堺区出島町２丁６番２―105号
債務者　金銅　育代
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第４３号**
大阪府富田林市向陽台４丁目１番１　セントポリア金剛東404号、前住所大阪府富田林市梅の里３丁目29番10号
債務者　赤尾　正義
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１２７号**
福岡県京都郡苅田町大字新津631番地164
債務者　湊　　孝治
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２１年（フ）第１２８号**
福岡県京都郡苅田町大字新津631番地164
債務者　湊　久美子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２１年（フ）第７０８号**
新潟市北区内島見232番地２
債務者　本間十三夫
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第７４０号**
新潟市中央区附船町１丁目4098番地　ハイムカクイチ103号
債務者　増井　　満
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで新潟地方裁判所民事部